

| 16番   | 浅井寿美 議員   |  |
|---|---|--|
| 質問タイトル (大項目)  | 質問項目 (中項目)  | 具体的質問内容 (小項目)  |
| <p>1. 待機児童と「無償化」問題～子どもの命と最善の利益をまもる立場からの対応を</p> <p><b>【質問趣旨】</b></p> <p>2015年から始まった「子ども子育て支援新制度」はそもそも、深刻化する待機児童の解消を掲げていた。しかし、全国的にも待機児童問題は解決されず、瀬戸市においても少子化の中で増える待機児童問題に直面している。一方で幼児教育・保育の「無償化」制度の導入が決まり、待機児童増加の懸念や保育の質への多大なる影響など、深刻な問題をかかえる制度の運用が自治体に課せられることになる。子どもの命と最善の利益を守る立場で、これらの課題に対応することを求めて質問する。</p> | <p>(1) 瀬戸市の保育状況について</p> <p>(2) 待機児童解消のために、量の拡大をどうはかるか</p> | <p>① 2012年に児童福祉法を含む子ども子育て関連3法が改正され、2015年から子ども子育て支援新制度が始まった。この制度の実施主体はどこかうかがう。</p> <p>② 子ども子育て支援新制度のもとでは、児童福祉法第24条第1項に定められた保育所における保育以外に、同法24条2項において幼稚園(新制度)、認定こども園、小規模保育などの施設が定められているが、瀬戸市における保育の供給は9割以上が保育所(保育園)となっている。その理由をうかがう。</p> <p>③ 全県的に就学前児童数は減少傾向にあるが、保育所等利用児童数は増加している。また保育所利用率は自治体間に格差はあるが、年々増加している。これらについて瀬戸市の状況、及びその背景をうかがう。</p> <p>④ 今年度4月1日の時点で、0才児から2才児までの保育申し込み児童数792人に対し、利用児童数は715人となっており、77人の児童が利用できていない。例年の同時期と比べても多くなっているが、今回の待機児童急増の要因はなにかうかがう。</p> <p>① 保育の量の不足を解決するため、保育所の新設など、面積の拡大が必要となるが、5月13日に行われた「第1回瀬戸市子ども子育て会議」において、その確保方策が示された。「0才児から2才児対象の保育所や小規模保育事業者を募集して新たな園を開設する」「既存園の定員拡充、分園検討」「企業主導型保育施設の地域枠の拡大を働きかける」となっているが、状況をうかがう。</p> |

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。



| 16番          | 浅井寿美 議員                                      |   |
|--------------|--|---|
| 質問タイトル (大項目) | 質問項目 (中項目)                                   | 具体的質問内容 (小項目)   |
|              | <p>(5)「無償化」の範囲拡大は子どもの安全と命に関わる「保育の質」を掘り崩す</p> | <p>② 自治体負担による瀬戸市の財政への影響についてうかがう。改正法では公立施設分は市区町村負担100%。私立施設などは国50%、都道府県25%、市区町村25%の負担割合で、認可外保育施設や新制度に移行しない幼稚園も対象となるが、来年度想定される公立園、民間園に対する瀬戸市の負担の増減の状況についてうかがう。</p> <p>① 今回の制度改正の重大な変更の一つは「子育てのための施設等利用給付」を創設し、認可外保育施設などを「無償化」の対象にしたことである。子どもの命をまもる観点から保育の質を確保することが今後の課題となると考えるが、認識をうかがう。</p> <p>② 認可外保育施設については、国が定める指導監督基準（認可基準の3分の1）に満たない施設でも、経過措置として5年間の猶予期間が設定されている。このような認可外から外れた施設に対してどのような対応をとるのかうかがう。</p> <p>③ ファミリーサポートの利用も「無償化」の対象になっている。ファミリーサポート事業の原則は「地域の助け合い」による、緊急的・一時的な「預かり」であることから「基準」が設けられていない。ファミサポ事業でトラブルや事故が起こった場合、瀬戸市は指導監督権限を行使できるのかうかがう。</p> |

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

| 16番          | 浅井寿美 議員   |   |
|--------------|---|---|
| 質問タイトル (大項目) | 質問項目 (中項目)  | 具体的質問内容 (小項目)   |
|              | <p>(6) 「無償化」に伴う給食材料費の実費徴収問題～保育所での「食事」は保育内容の一環とすべき</p> | <p>④ 「無償化」の対象となる認可外保育施設等の範囲について、2018年12月に全国市長会から、条例による範囲の設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討するよう提案がなされた。瀬戸市においても、子どもの命と安全を守る観点から、「無償化」の範囲を独自に条例で定めるべきと考えるがどうか。</p> <p>① 保育所における給食の位置づけを確認する。2012年3月に厚労省が通知した「保育所における食事の提供ガイドライン」は、子どもの「発育・発達の役割」の他に、「食事を通じた教育的役割」として、「おなかが空くリズムを持てる子ども」「食べたいもの、好きなものが増える子ども」など5つの子ども像を示している。保育所における食事は、「食を営む力」を育成するという保育内容の一環として、今後も自治体が責任を負うものであると考えるが見解をうかがう。</p> <p>② 「無償化」に伴って、これまでの主食費のみの実費徴収に加えて、副食料費などを実費徴収することになる。昨年12月の関係閣僚合意で「これまでも基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化にあたってはこの考え方を維持する」とされたが、これまで保育所の副食料費は保育料の一部として「保護者が負担してきた」という実態があるのかうかがう。</p> |

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

| 16番          | 浅井寿美 議員    |   |
|--------------|------------|---|
| 質問タイトル (大項目) | 質問項目 (中項目) | 具体的質問内容 (小項目)   |
|              |            | <p>③ 民間保育所と自治体は保育事務の委託契約関係にある。保育事務に関する費用は原則として全額を委託者である市町村が、受託者である民間保育所に支払う。今回給食食材費が実費徴収となるが、給食は保育の委託事務ではなくなるという認識かうかがう。</p> <p>④ 給食・食事は「食を営む力」を養う保育の一環という認識から、給食材料費は本来保護者から徴収すべきでないと考えerがどうか。</p> <p>⑤ 給食食材費の徴収は市がおこなうべきと考える。特に民間園の場合は、給食の費用は「保育に要する費用」という認識に立ち、市が徴収し、委託費として園に支給すべきと考えるが見解をうかがう。</p> |

- 備考
1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
  2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
  3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

| 16番  | 浅井寿美 議員   |  |
|--|---|--|
| 質問タイトル (大項目)   | 質問項目 (中項目)  | 具体的質問内容 (小項目)  |
| <p>2. 美濃帯地層による環境汚染を認識し、リニア残土搬入の危険から市民を守ることを求める</p> <p><b>【質問趣旨】</b></p> <p>リニア中央新幹線の工事残土は、現在春日井市の坂下非常口及び神領非常口から市内に搬入されているが、今回、西尾(さいお)工区の工事残土が新たなルートで搬入されることがわかった。一日最大片道で270台のダンプが今年6月から約5年間にわたり走行する。ダンプの走行から発生する問題に加え、今回は土壌の性質により重大な環境汚染を引き起こす懸念があるため、市民の安全と環境を守る立場で、瀬戸市が真摯に対応することを求め質問する。</p> | <p>(1) 今回の「発生土搬入について」の回覧に至った経緯について</p> <p>(2) 工事残土搬入による沿線住民への影響について</p> <p>(3) 西尾工区的美濃帯掘削に対する対応について</p> | <p>① 5月中旬、「中央新幹線第一中京圏トンネル新設(西尾工区)工事からの発生土搬入について」というJR東海の文書が品野地域および水野地域に回覧された。JR東海から市と自治会関係者に事前の説明があったとうかがっているが、説明の日程と当日のメンバー及び説明の内容についてうかがう。</p> <p>② 市民への周知は回覧のみで、議会への説明も今回おこなわれなかった。市民への周知は全く不十分と考えるがどうか。また、回覧のみとなった経緯をうかがう。</p> <p>③ 市として住民に対する周知の責任を果たすべきではないか。</p> <p>① せと品野ICから市内に入り、上陣屋町及び東印所町地内の鉦山へ運ぶ経路の一部に国道248号線があるが、道路自体も片側一車線で狭く、歩道の整備は不十分である。沿線近隣に小中学校があり、児童生徒への影響が心配される。渋滞の頻発や、迂回車両、歩行者の安全などに対する対策はどうなるのかうかがう。</p> <p>② 搬入車両走行による沿線への環境負荷が懸念されるが、騒音、振動、粉じんなどに対してどのような対策が考えられているのか。なお、現在の経路の現在の交通量、騒音、振動、粉じんなどの状況を把握する必要があると考えるが、調査されているのかうかがう。</p> <p>① 西尾工区には美濃帯地層が分布するといわれている。美濃帯地層には黄鉄鉱などの硫化鉱物が含まれており、掘削されれば重大な環境汚染を引き起こす可能性がある。汚染物質の発生原理、危険性を含めて認識をうかがう。</p> |

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

| 16番          | 浅井寿美 議員    |   |
|--------------|------------|---|
| 質問タイトル (大項目) | 質問項目 (中項目) | 具体的質問内容 (小項目)   |
|              |            | <p>②以前、西尾町と地続きの美濃帯地層を掘削して、可児市や犬山市で環境汚染事件が発生した。それらの概要及び、認識をうかがう。</p> <p>③瀬戸市環境基本条例第10条には「市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない」とある。今回の美濃帯掘削による残土搬入には環境汚染の可能性があるが、これは「公害の原因となる行為」であり、規制の対象となると考えるが見解をうかがう。また、市としての対応が必要と考えるが見解をうかがう。</p> <p>④西尾工区からの残土が同時期に搬入される多治見市は、2018年3月に環境審議会を開催した。その目的は「JR東海から愛知県からの発生土(春日井市西尾非常口)を多治見市内へ搬入する場合、本市への環境影響を最小限にするための配慮事項を本審議会で検討する」ためである。<br/>市民の安全と環境を守るための当たり前の対応と考える。瀬戸市環境審議会を速やかに開催すべきと考えるが見解をうかがう。</p> <p>⑤瀬戸市環境基本条例第11条には「市は、環境の保全及び創造に関し、特に必要があると認めるときは、事業者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結することができる」とある。今回は協定の必要があると考えるが見解をうかがう。</p> <p>⑥市民の安全確保への対応が整うまで瀬戸市内への搬入は延期されるべきと考えるが見解をうかがう。</p> |

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。